

株式会社嶺南ケーブルネットワーク みねっとモバイル契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社嶺南ケーブルネットワーク（以下、「当社」といいます。）は、「みねっとモバイル契約約款」（以下、「約款」といいます。）を定め、これに基づきみねっとモバイルサービス（以下、「サービス」といいます。）を提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、約款を変更することがあります。この場合には、料金その他提供条件は変更後の約款によります。なお、当社が改正後の約款を契約者に通知したとき、または当社のホームページ上で閲覧可能状態に付したときから、契約者は変更後の約款に従うものとします。

(サービスの内容および要件)

第3条 サービスは、株式会社インターネットイニシアティブ（以下、「I I J」といいます。）および株式会社NTTドコモ（以下、「ドコモ」といいます。）が提供する電気通信サービスを、当社が定める仕様に基づき、当社が契約者にサービスを利用するために必要な回線および音声通話機能付きSIMカード（以下、「SIMカード」といいます。）を貸与して提供するモバイルサービスです。

2 契約者は、SIMカードによって利用可能な音声通話機能が、必ずしもドコモが提供する類似サービスと同一の仕様ではないことについて、あらかじめ同意するものとします。当社から提供される音声通話機能の仕様は、当社が別途開示するものとします。

3 契約者がサービスを利用するために必要な携帯電話番号は当社が定めることとし、その携帯電話番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

4 契約者は、サービスを利用するにあたり、当社の定める条件のもとに、携帯電話番号のポータビリティ制度（電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける事業者を変更することをいいます。以下、「MNP」といいます。）による転入または転出を行うことができます。

(1) MNP転入には、以下の条件が適用されます。

(i) 転入元事業者の契約者と、サービスの契約の契約者が同一であること。

(ii) 転入元事業者から取得したMNP予約番号の有効期限について、当社が別途指定する日数以上の残日数があること。

(iii) 電話番号を利用することができない期間（MNP転入手続き完了後から、手続きに係る音声通話機能付きSIMカードが契約者の指定した送付先に到着するまでの期間）が生じる場合があること。

(iv) サービス申込と同時にMNPの手続きを行うこと。

5 契約者が、サービスにおいて使用するIPアドレスは当社が指定します。契約者は、当社指定のIPアドレス以外のIPアドレスを使用してサービスを利用することはできません。

6 契約者は、IIJ モバイルMVNO プラットフォームサービスの回線種別がLTE(SMS)またはLTE(音声)のものにおいてドコモが提供する危険SMS拒否設定（フィッシング詐欺等対策を目的として、ドコモによって判定された危険なSMSを自動で拒否する機能を提供するもの）が適用されることについて、あらかじめ同意するものとします。ただし、契約者は、適用後、別途当社が定める方法により、設定を任意で変更することができます。危険SMS拒否設定の利用には、以下の条件が適用されます。

(i) 回線種別がLTE(SMS)またはLTE(音声)のものの利用開始日に自動適用されます。

(ii) 「SMS一括拒否」および「個別番号受信」の設定と併用することはできません。

(SIMカードの所有および利用)

第4条 サービスの契約期間中、SIMカードの所有権は当社にあるものとし、当社が契約に貸与するものとします。

- 1 契約者は当社が貸与するSIMカードについて、次の事項を遵守するものとします。
 - (1) 当社の承諾がある場合を除き、貸与機器の分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリング、その他貸与機器としての通常の用途以外の使用をしないこと。
 - (2) 当社の承諾がある場合を除き、貸与機器について、貸与、譲渡、その他の処分をしないこと。
 - (3) 貸与したSIMカードを善良な管理者の注意をもって管理すること。
- 2 契約者は、当社が貸与するSIMカードに故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法により、その旨を当社に通知するとともに、SIMカードを当社に返還するものとします。
- 3 契約者は、当社が貸与するSIMカードが盗難に遭った場合、紛失または毀損した場合は、速やかに当社へ届け出るものとします。なお、SIMカードの盗難、紛失または毀損によって生じた損害等については、契約者の自己負担となり、当社は、損害の賠償はいたしません。
- 4 契約者の故意または過失により、SIMカードを破損、紛失した場合、契約者は、当社に対し、別に定める損害金およびSIMカード再発行費用を支払うものとします。なお、紛失したSIMカードは、契約者の責任において法律に従って処分するものとし、その後紛失したSIMカードが発見される等の事情により当社に対して返還された場合であっても、当社に支払われた損害金およびSIMカード再発行費用は返金しないものとします。
- 5 契約者は、サービスの契約において、当社から提供を受けた役務、貸与機器、その他一切について第三者に譲渡(有償、無償を問いません。また、単に第三者へ提供する場合も含みます。以下同じとします。)してはならないものとします。
- 6 当社は、第三者がSIMカードを利用した場合であっても、サービスを契約している契約者が利用しているものとみなして取り扱います。
- 7 SIMカードの引渡しを受けた後、7日以内に、契約者からSIMカードに関する瑕疵または付属品等の不足についての通知が当社に達しなかった場合は、SIMカードは、瑕疵および不足なく契約者に引渡されたものとみなし、当社は、以後一切の責任を負わないものとします。
- 8 契約者が、サービスの移動無線通信網に接続する端末設備(付属品一式を含みます。以下、「端末」といいます。)にSIMカードを差し込んで使用する場合、当社は、当社が販売した端末以外の端末の動作保証はいたしません。
- 9 契約者が利用する端末が、当社が販売した端末または法律により定められた技術基準への適合性を有していない場合、当社は、そのSIMカードの利用の停止または契約の解除をおこないます。
- 10 当社は、契約者が利用するSIMカードおよび端末に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者にそのSIMカードおよび端末の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は正当な理由がある場合を除き検査を受けることを承諾するものとします。検査を行った結果、SIMカードおよび端末が技術基準等に適合していると認められないときは、そのSIMカードおよび端末の利用停止または契約の解除をおこないます。
- 11 SIMカードを日本国外で使用した場合、別に定めるサービスの利用料金以外にローミング費用が発生します。

(サービスの提供区域)

第5条 サービスは、別に定める提供区域にて利用可能です。

(権利の譲渡制限等)

第6条 契約者が、サービスの契約に基づいてサービスの提供を受ける権利は、第13条（個人の契約上の地位の引継）に定める場合を除き、第三者へ再利用、譲渡または契約上の地位を継承することはできないものとします。

(IDおよびパスワード)

第7条 当社は、契約者に個別IDおよび個別パスワード（以下、「ID等」という。）を発行します。なお、契約者はID等の管理責任を負うものとします。

2 契約者は、個別IDを変更することはできません。

3 契約者は、ID等を第三者に利用させないものとします。

4 契約者は、ID等が盗用されまたは盗用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社へその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合には、これに従うものとします。なお、当社は、ID等の盗用による契約者の損害または契約者が第三者に与えた損害について責任を負わないものとします。

第2章 契約等

(契約の単位)

第8条 当社は、携帯電話番号1番号ごとに1の契約を締結します。この場合、契約者は1の契約につき1人に限ります。

(申込)

第9条 契約は、契約者が約款を承認の上、当社所定の手続きに従い申込を行い、当社がこれを承諾した際に成立します。なお、加入申込書に記載された契約者の個人情報は、当社のプライバシーポリシーに基づき取り扱うものとします。

2 サービスの申込ができる者は、当社が別に定めるものとします。

3 サービスの申込をする者（以下、「申込者」といいます。）は、本人確認（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等および携帯音声通信役務の不正な利用防止に関する法律（平成17年31号）第9条の規定に基づくものであって、氏名、住所、生年月日等の契約者を特定する情報の確認を行うことをいいます。以下同じとします。）のために当社が別途定める書類を提出するものとします。

4 申込者が、未成年または成年被後見人、被保佐人、被補助人のいずれかである場合、親権者または後見人、保佐人、補助人の来店による対面同意確認および法定代理人同意書の提出と、親権者または後見人、保佐人、補助人本人の確認書類の提出が必要です。

5 契約者または使用者が青少年（18歳未満）でインターネット接続サービスを利用する場合は、フィルタリングサービスの申込が必要です。フィルタリングサービスを利用しない場合、「フィルタリングサービス不要申出書」を提出するものとします。

(申込の承諾)

第10条 当社は、サービスの申込があったときは、これを承諾するものとします。ただし、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないことがあります。

(1) サービスの提供を受けるために必要な環境の構築が技術上困難であるとき。

(2) 申込者が、料金その他の債務（この約款に規定する料金及び料金以外の支払債務をいいます。以下同じとします。）の支払を怠り、または怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(3) 申込者が、約款に違反するおそれがあると認められる相当の理由がある場合、または過去に当社が定める各サービスの約款に違反したことがある場合。

- (4) 申込内容に虚偽の記載があった場合。
 - (5) 第8条第2項において、本人確認ができない場合。
 - (6) 申込に際し、申込者が支払手段として正当に使用することができないクレジットカードを指定した場合。
 - (7) 申込者が、18歳未満である場合。
 - (8) 申込者が、未成年または成年被後見人、被保佐人、被補助人のいずれかであり、申込の際に親権者または後見人、保佐人、補助人の同意を得ていない場合。
 - (9) 申込に際し、申込者が支払手段として正当に使用することができないクレジットカードを指定した場合。
 - (10) 申込者が、携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して、端末およびSIMカード等を貸与するおそれがあると当社が判断した場合。
 - (11) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 2 本条前項の規定により申込を拒絶した場合、当社は、申込者に対しその旨を通知します。
- 3 当社は、本条第1項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、申込者の身分証明に係る公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合において、申込者から書類の提出が行われない間は、当社は、該当申込の承諾を留保または拒絶するものとします。
- 4 当社は、同一の契約者が同時に利用することのできるサービスの個数の上限を定めることができるものとします。この場合において、個数の上限を超えてサービスの申込があったときは、当社は、上限を超える部分に係る申込を承諾しないものとします。

(特典供与に関する最低利用期間・違約金等)

第11条 契約者は、契約に際し当社が実施する工事費割引等の特典を受ける場合、当社が別に定める適用条件・最低利用期間・違約金の規定に従うものとします。

2 当社は前項に掲げる特典供与の内容を予告なく変更できるものとします。

(契約内容の変更)

第12条 契約者は、加入申込書に記載した内容(名義・支払方法・サービス内容等)の変更を希望する場合、または記載した事項に変更がある場合は、速やかに当社が定める方法にて届出を行い、当社の承諾を得るものとします。ただし、当社が別に定める基準を満たしていない場合、これを承諾しない場合があります。

2 契約者は、前項の届出がないために、届出先宛ての当社からの通知または送付書類が延着または不到達となった場合には、通常到達すべき時に到着したものと当社がみなすことに同意したものとします。

(個人の契約上の地位の引継)

第13条 契約者である個人(以下、この項において「元契約者」といいます。)が死亡したときは、元契約者に係るサービス契約は終了します。ただし、相続開始の日から2週間を経過する日までに当社に申出をすることにより、相続人(相続人が複数あるときは、最初に申出た相続人または相続人全員で指定した相続人として)は、引き続き当該契約に係るサービスの提供を受けることができます。当該申出があったときは、相続人は、元契約者の契約上の地位(元契約者の契約上の債務を含みます。)を引き継ぐものとします。

2 第10条(申込の承諾)の規定は、本条前項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」と、「申込者」とあるのは「相続人」とそれぞれ読み替えるものとします。

(サービス内容の変更)

第14条 サービスにおいて、異なる形状区分のSIMカードへの変更を請求することができます。

2 第9条(申込)第3項および第10条(申込の承諾)の規定は、本条前項の請求があった場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「変更の請求」と、「申込者」とあるのは「契約者」と読み替

えるものとします。

第3章 利用の制限・中止および停止・解約・サービスの終了等

(利用の制限)

- 第15条 当社は、電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取扱うため、サービスの利用を制限する措置をとることがあります。
- 2 当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰および児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）において定める児童ポルノを閲覧または取得するための通信を制限する場合があります。
- 3 当社は、契約者が電気通信設備に対して過大な負荷を生じさせる行為を行ったとき、またはそのおそれがあるとき、契約者に対してサービスの利用を制限する場合があります。その制限により、契約者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
- 4 サービスは、本条および第18条（当社が行うサービス提供の停止等）に定めるほか、サービスの品質および利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が当社の別途定める基準を超過した場合において、契約者に事前に告知することなく通信の利用を制限する場合があります。契約者はあらかじめこれに同意するものとします。

(利用の中止)

- 第16条 当社は、次に掲げる事由があるときは、サービスの利用を中止することがあります。その中止によって契約者が損害を被った場合、当社は、一切責任を負わないものとします。
- (1) 当社またはサービス提供元であるI I Jおよびドコモの電気通信設備の保守または工事のためやむを得ない場合。
- (2) サービス提供元であるI I Jおよびドコモが設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由がある場合。
- 2 当社は、本条前項1号によりサービスの利用を中止する場合は、契約者に対してその理由および中止期間を当社が適切と認める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(契約者が行うサービス提供の一時停止・中断および再開)

- 第17条 サービスは、契約者都合による利用の一時停止をすることはできません。ただし、契約者がSIMカードを紛失・盗難された場合に限り、当社に届け出ることによりサービスの利用を一時中断することができます。サービスの利用を一時中断した場合、その中断期間中も第22条（料金の適用）に定める料金等は発生します。
- 2 契約者は、一時中断したサービスの利用再開を希望する場合、当社に申し出るものとします。

(当社が行うサービス提供の停止等)

- 第18条 当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、サービスの利用を停止または制限することがあります。その停止または制限によって契約者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (1) 約款に定める契約者の義務に違反した場合。
- (2) 料金等のサービス契約上の債務の支払いを怠り、または怠るおそれがあることが明らかである場合。
- (4) 違法に、または明らかに公序良俗に反する態様においてサービスを利用した場合。
- (5) 当社が提供するサービスを直接または間接に利用する者の利用に対し、重大な支障を与える態様においてサービスを利用した場合。

- (6) 当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様においてサービスを利用した場合。
 - (7) 第10条(申込の承諾)第1項に定める申込の拒絶事由に該当する場合。
 - (8) 契約者がサービスの料金等支払のために指定したクレジットカードを使用することができなくなった場合。
 - (9) 前各号に掲げる他、当社が不適切と判断する態様においてサービスを利用した場合。
- 2 当社は、本条前項の規定により利用の停止または制限をする場合は、契約者に対してその理由および期間を当社が適切と認める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 3 当社は、本条第1項の規定にかかわらず、契約者に対し、同項の措置に替えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、当社が第1項の措置をとることを妨げるものではないものとします。
- 4 契約者は、当社からサービスの利用に関し説明を求められたときは、要請に応じるものとします。ただし、契約者の利用に係る行為が法令に違反していない場合において、業務上の秘密、その他正当な理由があるときは、この限りではありません。
- 5 当社が第1項の規定によりサービス提供を停止した場合、その停止期間中も第22条(料金の適用)に定める料金は発生します。

(契約者が行う契約の解除)

第19条 契約者がサービスを解約するときは、解約を希望する日の10営業日前までに、当社所定の手続きに従い届出をし、当社にSIMカードを返却することでサービスの契約を解約することができます。

- (1) サービスにおいて、SIMカードの返却が月の途中であったとしても、解約当月の利用料金は、日割りで精算はしないものとします。
 - (2) サービスにおいて、契約者が、当社に対しMNPによる転出を通知した場合は、サービスの解約を通知したものとみなされます。
 - (3) サービスを解約する場合、第22条(料金の適用)第2項にて支払った初期費用の返金はいたしません。
- 2 第21条(サービスの終了)第1項の規定により、サービスの全部または一部が終了されたときは、終了の日にはサービスの契約が解約されたものとします。ただし、解約当月の利用料金は、日割りで精算はしないものとし、SIMカードの返却が無い場合は、契約者は、別に定める損害金およびSIMカードの再発行費用を支払うものとします。

(当社が行う契約の解除)

第20条 当社は、次に掲げる事由があるときは、サービスの契約を解除することがあります。その解除によって契約者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。また、SIMカードの返却が無い場合、契約者は、別に定める損害金およびSIMカード再発行費用を支払うものとします。

- (1) 第18条(当社が行うサービス提供の停止等)第1項の規定により、サービスの利用が停止または制限された場合において、契約者が停止または制限の日から1ヶ月以内に停止または制限の原因となった事由を解消しない場合。ただし、停止または制限が同条第1項第2号の事由による場合は、契約を直ちに解除することがあります。
 - (2) 第18条(当社が行うサービス提供の停止等)第1項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に支障をおよぼすおそれがあると認められる場合。
- 2 当社は、本条前項の規定によりサービスの契約を解除するときは、契約者に対して、当社が適切と認める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(サービスの終了)

第21条 サービスの全部または一部について提供が困難または不可能となった場合は、サービスの全部または一部を当社の判断で終了することができるものとし、当社は、いかなる場合であっても、契約者に対して、サービスの終了に起因する直接的または間接的な損害に関する一切の責任を負わないものとします。

2 当社は、本条前項の規定によりサービスの提供を終了する場合は、契約者に対してその理由および終了日を当社が適切と認める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第4章 料金等

(料金の適用)

第22条 サービスの料金は、基本料金、付加機能料金、手数料、契約解除料とし、当社が別に定めるところによります。

2 契約者は、サービスを契約するにあたり、別に定める初期費用および第20条(料金の適用)に定める料金等ならびにユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料を支払うものとします。

(基本料金、付加機能料金の支払義務)

第23条 基本料金、付加機能料金は、課金開始日からサービスを提供した最後の日が属する月までの期間について発生します。この場合において、第17条(契約者が行うサービス提供の一時停止・中断および再開)、第18条(当社が行うサービス提供の停止等)の規定により、サービスの利用が停止または制限された場合における停止の期間は、サービスの提供があったものとして取扱うものとします。

2 当社の責に帰すべき事由によりサービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下、同じとします。)が生じた場合において、当社がその状態が生じたことを知った時から連続して24時間以上の時間(以下、「利用不能時間」といいます。)その状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を24で除した数(小数点以下の端数は、切り捨てとする。)に基本料金の30分の1を乗じて算出した額を、基本料金から減額します。ただし、契約者が請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに請求をしなかった場合、契約者は、その権利を失うものとします。

3 本条前項の場合でも、付加機能料金は、減額しないものとします。

4 サービスが全く利用できない状態が、SIMカードの故障によるものである場合は、SIMカードの故障が当社の責に帰すべき事由により生じたものであるか否かに係らず、本条第2項の規定は適用されず、料金減額等の返金はいりません。

(手数料・契約解除料の支払義務)

第24条 契約者は、約款に規定する手続きの請求を行い、当社がこれを承諾したときは、当社が別に定める手数料・契約解除料を支払うものとします。

(料金等の請求方法)

第25条 当社は、契約者に対し、第22条(料金の適用)に定める料金等を毎月請求します。

2 サービスは、契約開始当月の利用料は請求しないものとし、契約開始翌月の利用料より請求するものとします。

3 契約者は、請求内容及び領収書の確認は、当社が提供するマイページより行うものとします。書面での口座振替案内、請求内訳書、支払証明書等の通知物の発行を希望する場合、契約者は当社に届出の上、別表に定める手数料を支払うものとします。

(料金等の支払方法)

第26条 サービスの利用料金の支払は月払いのみとします。

2 サービスの利用料金の支払は、原則、当社指定ブランドのクレジットカードとします。この場合、支払日等の諸条件は、契約者が指定したクレジットカード会社の規約に基づくものとします。また、当社の他サービスの利用料金を口座振替にて滞りなく支払った実績があり、かつ当社が認める場合は、口座振替にて支払うことも可能とします。

(延滞利息)

第27条 契約者は、料金その他の支払債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払日までの日数について、年14.6%の割合で計算した額を延滞利息として、当社が別に定める方法により、債務額に加算して支払うものとします。

(割増金・違約金)

第28条 契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金・違約金として、当社が別に定める方法により支払うものとします。

(消費税)

第29条 契約者が、当社に対し、サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定により、支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を合わせて支払うものとします。

第5章 個人情報

(個人情報の取扱い)

第30条 当社は、契約者の個人情報について、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づいて適正に取り扱うものとします。

2 契約者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「プライバシーポリシー」において公表するものとします。なお、この内容は必要に応じて当社が変更することがあります。最新の内容は 当社ホームページに掲載するものとします。

第6章 損害賠償

(第三者の責による利用不能)

第31条 第三者の責に帰すべき事由を原因として生じた利用不能状態により契約者が損害を被ったときは、その請求に基づき、当社が第三者から受領した損害賠償の額（以下、「損害賠償額」といいます。）を限度として、損害の賠償をします。この場合において、契約者の損害の額を合計した額が損害賠償額を超えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害の額を、当該損害を被った全ての契約者の損害の額を合計した額で除して算出した数を損害賠償額に乗じて算出した按分額とします。

(保証および責任の限定)

第32条 当社は、サービスの提供により契約者に損害が生じた場合、当該損害発生の直接の原因であるサービスに係る第22条(料金の適用)に定める料金等を上限として、契約者に損害賠償責任を負うものとします。ただし、当該損害が当社の故意または重過失による場合は、この限りではありません。また、以下の各号に該当する損害については、いかなる場合においても当社は、一切責任を負わないものとします。

- (1) 契約者が、サービスの利用により、第三者に対して与えた損害。
- (2) 当社の責に帰することのできない事由から生じた損害。
- (3) 当社の予見の有無を問わず、特別の事情から生じた損害。
- (4) 逸失利益および第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害。

2 契約者が、サービスの利用において第三者に与えた損害について、当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該損害について求償することができます。

3 サービスは、ドコモが提供するドコモの移動無線通信に係る通信網において、通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合またはその他ドコモの定めに基づき、通信の全部または一部の接続ができない場合は、接続中の通信が切断されることがあり、当社は、契約者または第三者に発生した損害について何ら責任を負わないものとします。その他、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

第7章 雑則

(当社の装置維持基準)

第33条 サービスを提供するための装置は、サービス提供元である I I J が、事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

(反社会的勢力の排除)

第34条 契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、且つ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 自らまたは自らの役員が、暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋・社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下、総称して「暴力団員等」とい。)であること。
- (2) 暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (3) 暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (4) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (6) 自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する

行為。

(5) その他前各号に準ずる行為。

- 3 契約者が前2項に違反した場合、当社は通知または催告等何らの手続きを要しないで直ちに契約を解除することができるものとします。
- 4 当社は、第3項の規定により利用契約を解除した場合、サービス利用者に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとします。

(関連法令の遵守)

第35条 当社は、この約款に定める措置を講じるに関しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講じるものとします。

(協議等)

第35条 約款に定めなき事項が生じた場合、当社と契約者は、契約の主旨に従い、誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

(合意管轄)

第36条 サービスに基づく紛争については、福井地方裁判所敦賀支部を管轄裁判所と定めます。

附 則

- 1 当社は、特に必要がある場合は、約款に特約を付することができるものとします。
- 2 約款は、平成29年11月2日より施行します。

附 則 (平成29年11月20日改正)

- 1 この約款は、平成29年11月20日より施行します。

附 則 (令和4年3月24日改正)

- 1 この約款は、令和4年3月24日より施行します。

附 則 (令和4年9月1日改正)

- 1 この約款は、令和4年9月1日より施行します。

附 則 (令和7年2月3日改正)

- 1 この約款は、令和7年2月3日より施行します。